

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2023年10月1日乗車となるものから施行します。

| 現行 | 改正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---|------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| (前略) | (前略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (大人急行料金) | (大人急行料金) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 | 第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 特別急行料金 | (1) 特別急行料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 新幹線 | イ 新幹線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (中略) | (中略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 新幹線以外の線区 | ロ 新幹線以外の線区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金 | (イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金 | a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (a) 指定席特急料金 | (a) 指定席特急料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① ②以外の指定席特急料金 | ① ②以外の指定席特急料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金 | (①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。 | 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地帯</th> <th>50キロ メートル まで</th> <th>100キロ メートル まで</th> <th>150キロ メートル まで</th> <th>200キロ メートル まで</th> <th>300キロ メートル まで</th> <th>400キロ メートル まで</th> <th>600キロ メートル まで</th> <th>601キロ メートル 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,290</td> <td>円 1,730</td> <td>円 2,390</td> <td>円 2,730</td> <td>円 2,950</td> <td>円 3,170</td> <td>円 3,490</td> <td>円 3,830</td> </tr> </tbody> </table> | 営業キロ 地帯 | 50キロ メートル まで | 100キロ メートル まで | 150キロ メートル まで | 200キロ メートル まで | 300キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 601キロ メートル 以上 | 料金 | 円 1,290 | 円 1,730 | 円 2,390 | 円 2,730 | 円 2,950 | 円 3,170 | 円 3,490 | 円 3,830 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地帯</th> <th>50キロ メートル まで</th> <th>100キロ メートル まで</th> <th>150キロ メートル まで</th> <th>200キロ メートル まで</th> <th>300キロ メートル まで</th> <th>400キロ メートル まで</th> <th>600キロ メートル まで</th> <th>601キロ メートル 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,290</td> <td>円 1,730</td> <td>円 2,390</td> <td>円 2,730</td> <td>円 2,950</td> <td>円 3,170</td> <td>円 3,490</td> <td>円 3,830</td> </tr> </tbody> </table> | 営業キロ 地帯 | 50キロ メートル まで | 100キロ メートル まで | 150キロ メートル まで | 200キロ メートル まで | 300キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 601キロ メートル 以上 | 料金 | 円 1,290 | 円 1,730 | 円 2,390 | 円 2,730 | 円 2,950 | 円 3,170 | 円 3,490 | 円 3,830 |
| 営業キロ 地帯 | 50キロ メートル まで | 100キロ メートル まで | 150キロ メートル まで | 200キロ メートル まで | 300キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 601キロ メートル 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料金 | 円 1,290 | 円 1,730 | 円 2,390 | 円 2,730 | 円 2,950 | 円 3,170 | 円 3,490 | 円 3,830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業キロ 地帯 | 50キロ メートル まで | 100キロ メートル まで | 150キロ メートル まで | 200キロ メートル まで | 300キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 601キロ メートル 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料金 | 円 1,290 | 円 1,730 | 円 2,390 | 円 2,730 | 円 2,950 | 円 3,170 | 円 3,490 | 円 3,830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 | (②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。 | (①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (③) (②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号及び特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金 | (③) (②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、 <u>特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号</u> 、 <u>特別急行列車伊予灘ものがたり号</u> 、 <u>特別急行列車四国まんなか千年</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(①)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(中略)

(二) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

| | | | | | | | | |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 25 キロ メートル ルまで | 50 キロ メートル ルまで | 75 キロ メートル ルまで | 100 キロ メートル ルまで | 150 キロ メートル ルまで | 200 キロ メートル ルまで | 300 キロ メートル ルまで | 301 キロ メートル ル以上 |
| 料金 | 円 1,030 | 円 1,280 | 円 1,530 | 円 1,730 | 円 2,330 | 円 2,730 | 円 2,930 | 円 3,130 |

② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぶらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用す

る指定席特急料金

(①)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(中略)

(二) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

| | | | | | | | | |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 25 キロ メートル ルまで | 50 キロ メートル ルまで | 75 キロ メートル ルまで | 100 キロ メートル ルまで | 150 キロ メートル ルまで | 200 キロ メートル ルまで | 300 キロ メートル ルまで | 301 キロ メートル ル以上 |
| 料金 | 円 1,030 | 円 1,280 | 円 1,530 | 円 1,730 | 円 2,330 | 円 2,730 | 円 2,930 | 円 3,130 |

② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぶらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

| 営業キロ 地帯 | 25キロ メートル まで | 50キロ メートル まで | 75キロ メートル まで | 100キロ メートル まで |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 料金 | 円 700 | 円 950 | 円 1,200 | 円 1,400 |

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

| 営業キロ 地帯 | 25キロ メートル まで | 50キロ メートル まで | 75キロ メートル まで | 100キロ メートル まで |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 料金 | 円 700 | 円 950 | 円 1,200 | 円 1,400 |

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の

停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

500円とする。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

| 在来線 | 営業キロ地帯（武雄温泉から） | | | | | |
|------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 25キロ メートルまで | 50キロ メートルまで | 75キロ メートルまで | 100キ ロメー トルま で | 150キ ロメー トルま で | 200キ ロメー トルま で |
| 新幹線 | | | | | | |
| 嬉野温泉 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 新大村 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 諫早 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 長崎 | 円 2,560 | 円 2,780 | 円 3,010 | 円 3,190 | 円 3,730 | 円 4,090 |

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

500円とする。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

| 在来線 | 営業キロ地帯（武雄温泉から） | | | | | |
|------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 25キロ メートルまで | 50キロ メートルまで | 75キロ メートルまで | 100キ ロメー トルま で | 150キ ロメー トルま で | 200キ ロメー トルま で |
| 新幹線 | | | | | | |
| 嬉野温泉 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 新大村 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 諫早 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 長崎 | 円 2,560 | 円 2,780 | 円 3,010 | 円 3,190 | 円 3,730 | 円 4,090 |

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

| | | | | | | |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 営業キロ 地帯 | 100キロ メートル まで | 200キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 800キロ メートル まで | 801キロ メートル 以上 |
| 料金 | 円 1,300 | 円 2,800 | 円 4,190 | 円 5,400 | 円 6,600 | 円 7,790 |

(中略)

(f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの(イ)に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

| | |
|----------------|---------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 100キロ メートル まで |
| 料金 | 円 <u>1,500</u> |

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両

料金(A)

| | | | | | |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 200キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 800キロ メートル まで | 801キロ メートル 以上 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

| | | | | | | |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 100キロ メートル まで | 200キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 800キロ メートル まで | 801キロ メートル 以上 |
| 料金 | 円 1,300 | 円 2,800 | 円 4,190 | 円 5,400 | 円 6,600 | 円 7,790 |

(中略)

(f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの(イ)に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

| | |
|----------------|---------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 100キロ メートル まで |
| 料金 | 円 <u>1,700</u> |

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両

料金(A)

| | | | | | |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 営業 キロ 地帯 | 200キロ メートル まで | 400キロ メートル まで | 600キロ メートル まで | 800キロ メートル まで | 801キロ メートル 以上 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|

| | | | | | |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 料金 | 円 3,090 | 円 4,600 | 円 5,900 | 円 7,290 | 円 8,590 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|

(注) 1人当りの料金とする。

(中略)

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

| | |
|---------|-----------------|
| | 設備定員 8 人 |
| 1室当りの料金 | 28,000 円 |

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

| 営業キロ 地帯 | 50キロメー トルまで | 100キロメー トルまで | 150キロメー トルまで | 151キロメー トル以上 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 料 金 | 円 780 | 円 1,000 | 円 1,700 | 円 1,990 |

(中略)

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(中略)

(ロ) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがつて運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがつ

| | | | | | |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 料金 | 円 3,090 | 円 4,600 | 円 5,900 | 円 7,290 | 円 8,590 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|

(注) 1人当りの料金とする。

(中略)

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

| | |
|---------|-----------------|
| | 設備定員 8 人 |
| 1室当りの料金 | 33,600 円 |

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ及びニ以外の特別車両料金(B)

| 営業キロ 地帯 | 50キロメー トルまで | 100キロメー トルまで | 150キロメー トルまで | 151キロメー トル以上 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 料 金 | 円 780 | 円 1,000 | 円 1,700 | 円 1,990 |

(中略)

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(中略)

(ロ) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがつて運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがつ

て運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

(中略)

- b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

| 営業キロ 地 帯 | 50キロメートル ルまで | 51キロメートル 以上 |
|-------------|-----------------|----------------|
| 料 金 | 円 840 | 円 1,060 |

2 第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであつて、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1号ニ、第2号ニ、第3号ニ又は第4号ニに規定する場合にあつては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(中略)

(大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金
530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。

て運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

(中略)

- b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

| 営業キロ 地 帯 | 50キロメートル ルまで | 51キロメートル 以上 |
|-------------|-----------------|----------------|
| 料 金 | 円 840 | 円 1,060 |

二 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

| 営業キロ 地 帯 | 150キロメートル ルまで | 151キロメートル ル以上 |
|-------------|------------------|------------------|
| 料 金 | 円 2,000 | 円 3,000 |

2 第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであつて、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1号ニ、第2号ニ、第3号ニ又は第4号ニに規定する場合にあつては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(中略)

(大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金
530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。

(中略)

(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ 及びハ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。

ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両
又は「B. B. BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
530円とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。
ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

(中略)

別表第1号の6

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

| 列車名 | 運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。） | |
|-------|----------------------------------|-------|
| はやぶさ号 | 東京 | 盛岡 |
| | | 新青森 |
| | | 新函館北斗 |
| かがやき号 | 東京 | 金沢 |

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

(中略)

(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。

ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKEMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両若しくは「リゾートビューふるさと」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。
ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

(中略)

別表第1号の6

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

| 列車名 | 運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。） | |
|-------|----------------------------------|-------|
| はやぶさ号 | 東京 | 盛岡 |
| | | 新青森 |
| | | 新函館北斗 |
| かがやき号 | 東京 | 金沢 |

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第1号の7

【第125条】

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

| | |
|-----|---|
| 列車名 | ゆふいんの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ や ませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸、いさ ぶろう・しんぺい |
|-----|---|

(以下略)

(以下略)